

2019年12月24日

パトナム・インカム・ファンド 追加分配金及び月次分配金の引き下げのお知らせ

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご保有をいただいておりますパトナム・インカム・ファンドのクラス M 受益証券の本会計年度（2018年11月～2019年10月）の追加分配金が1口あたり【0.094】米ドルとなると共に、月次分配金が2019年12月より前月（1口あたり0.019米ドル）比1口あたり0.003米ドル引き下げられ、0.016米ドルとなることに伴い、12月の分配金お支払総額は下記の通りとなりますのでご連絡申し上げます。

12月分配金総額：1口あたり【 0.110 】米ドル	（課税前）
うち追加分配金：1口あたり【 0.094 】米ドル	（課税前）
うち12月月次分配金：1口あたり【 0.016 】米ドル	（課税前）

- お支払い対象は2019年12月20日お申込み分までとなります。
- 月次分配金は利子所得として課税され、分配金の額に20.315%（所得税15.315%、住民税5%）による源泉徴収が行われます。

尚、追加分配金の有無については、運用状況により年度毎に異なります。今回の追加分配金は、当年度で純実現売買益（キャピタル・ゲイン）が発生したことによるものです。

今回月次分配金が引き下げられる主な要因は、分配金の原資であるファンドの利息配当収入が減少したことによります。

当ファンドの主な投資対象国である米国において、米連邦準備制度理事会（FRB）が予防的利下げを行うなどの政策を反映し、市場の金利水準は全般的に低下傾向を辿ってきております。その結果、当ファンドの利息収入も減少したことから、分配が利息配当収入の100%となるように調整するため、受託者会におきまして月次分配金を引き下げることが適切であると判断されました。

日頃より弊社およびパトナム・インカム・ファンドをご愛顧いただいておりますことに感謝申し上げます。

以上

【このレポートをご覧の方は以下の点にご注意ください】

- 本資料は、ファンドの保有者に情報を提供することのみを目的とした補足的な資料であり、ここに記載された商品の売却ならびに購入の申込みを勧誘するものではありません。
- 本資料は、パトナム・インベストメントが情報提供のため信頼できると判断した資料に基づいておりますが、その資料の正確性、完全性および将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 本資料に関連するファンドは、債券等値動きのある外貨建て外国証券に投資しますので、為替リスクもあり、元金ならびに将来の成果が保証されているものではありません。
- 本資料における、数値、グラフ等は作成基準日時点のデータであり、将来を保証するものではありません。また、ここに表明されている見解は、作成時点のものであり変更されることがあります。
- 本資料は、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ご検討の際は「投資信託説明書（交付目論見書）」を必ずご覧になり、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 本資料は販売取扱会社がファンドの受益者に配布するものです。●お問い合わせは販売取扱会社までお願い致します。

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に米ドル建ての世界各国の企業及び政府の債券、モーゲージ証券等に投資しますので、金利リスクや信用リスク等による組み入れ投資対象の価格下落等の影響により、純資産価格が下落し損失を被ることがあります。従って、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、受益証券一口当り純資産価格の下落により損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。また、当ファンドは米ドル建てですので、日本円によって当ファンドに投資されるお客様の場合には、為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取額が円貨ご投資額を下回る可能性があります。当ファンドの純資産価格の変動要因としては「金利リスク」、「信用リスク」、「期限前償還リスク」、「為替リスク」、「アメリカ合衆国外における投資リスク」、「デリバティブ・リスク」などがあります。

金利リスク	一般に債券の価値は金利が上昇すると値下がりし、金利が低下すると値上がりします。債券の価格変動は、当ファンドの純資産価格に影響を及ぼします。
信用リスク	債務者が倒産等に陥り利払いの遅延や元本の返済が滞る(デフォルト：債務不履行)場合、あるいはこうした状況に陥ると予想される場合、債券の価格は大きく下落することがあります。
期限前償還リスク	多くの変動金利債券およびその他の債務証券は違約金を支払わずに期限前償還することを許容しています。期限前償還が行われた場合、ファンドは、期限前償還された債券の利回りよりも低い利回りの投資先に償還手取金を投資しなければならなくなる可能性があり、また、発行者の信用水準の改善による潜在的利益を得ることができなくなるおそれがあります。
為替リスク	当ファンドは米ドル建ですが、米ドル建以外の債券も投資対象としていますので、為替変動により米ドル建元本への差損益が発生する可能性があります。また、日本円によって当ファンドに投資されるお客様の場合には、為替相場の変動によっては、換金時の円貨お受取額が円貨ご投資額を下回る可能性があります。

* 詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

* 当ファンドご購入、ご換金に当って円貨から外貨または外貨から円貨へ交換する際には、外国為替市場の動向に応じて、販売会社が決定した為替レートによるものとします。

管理会社・その他関係会社の概要

- パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(管理運用会社)
- パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(元引受会社)
- ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(保管会社、副会計代行会社)
- みずほ証券株式会社(代行協会員)

【このレポートをご覧の方は以下の点にご注意ください】

●本資料は、ファンドの保有者に情報を提供することのみを目的とした補足的な資料であり、ここに記載された商品の売却ならびに購入の申込みを勧誘するものではありません。●本資料は、パトナム・インベストメントが情報提供のため信頼できると判断した資料に基づいており、その資料の正確性、完全性および将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●本資料に関連するファンドは、債券等値動きのある外貨建て外国証券に投資しますので、為替リスクもあり、元金ならびに将来の成果が保証されているものではありません。●本資料における、数値、グラフ等は作成基準日時点のデータであり、将来を保証するものではありません。また、ここに表明されている見解は、作成時点のものであり変更されることがあります。●本資料は、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ご検討の際は「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧になり、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●本資料は販売取扱会社がファンドの受益者に配布するものです。●お問い合わせは販売取扱会社までお願い致します。

お問い合わせは

設定・運用は

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー



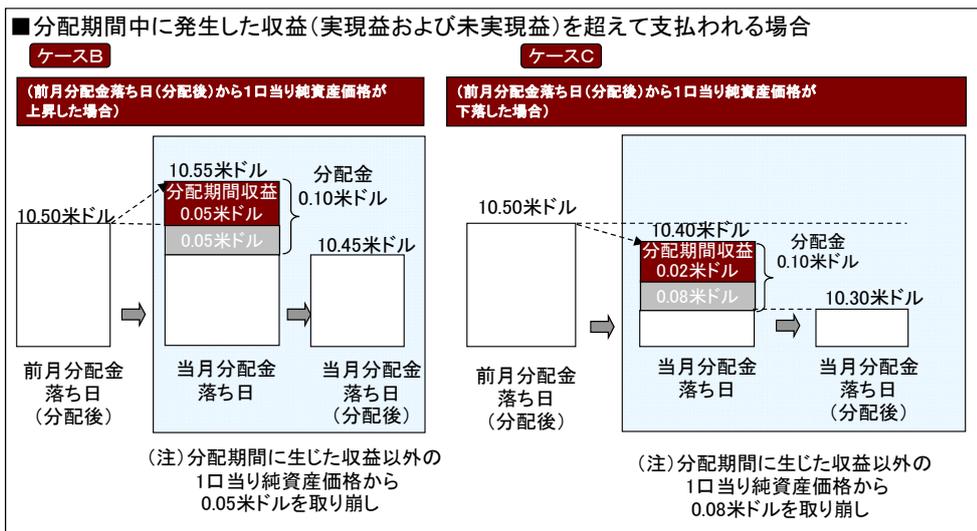
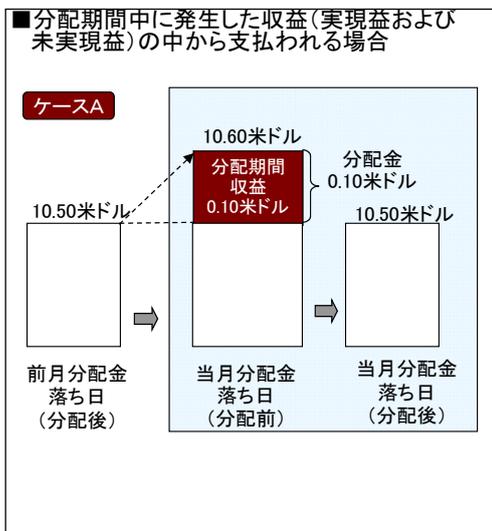
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当り純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、分配期間中に発生した収益(実現益および未実現益)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の1口当り純資産価格は、前月分配金落ち日の1口当り純資産価格と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ※「分配期間」とは、ある分配金落ち日から翌月の分配金落ち日までの期間をいいます。なお、分配金落ち日とは、分配基準日の翌ファンド営業日をいいます。



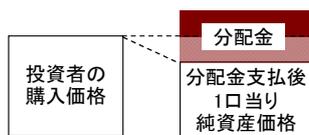
(注) 分配金は、分配方針に基づき支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当り純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「ファンドの受益証券の1口当り純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

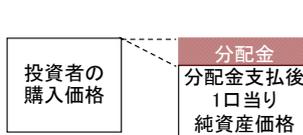
- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下の通り、分配金の一部ないすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合においても、元本の一部払戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※購入価格を上回る部分(①部分)だけでなく、購入価格を下回る部分(②部分)についても、分配金として課税対象となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※購入価格を下回る部分(③部分)についても、分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、後掲「お申込みメモ」の「課税関係」をご参照下さい。

【このレポートをご覧の方は以下の点にご注意ください】

●本資料は、ファンドの保有者に情報を提供することのみを目的とした補足的な資料であり、ここに記載された商品の売却ならびに購入の申込みを勧誘するものではありません。●本資料は、パトナム・インベストメントが情報提供のため信頼できると判断した資料に基づいておりましたが、その資料の正確性、完全性および将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●本資料に関連するファンドは、債券等値動きのある外貨建て外国証券に投資しますので、為替リスクもあり、元金ならびに将来の成果が保証されているものではありません。●本資料における、数値、グラフ等は作成基準日時点のデータであり、将来を保証するものではありません。また、ここに表明されている見解は、作成時点のものであり変更されることがあります。●本資料は、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ご検討の際は「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧になり、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●本資料は販売取扱会社がファンドの受益者に配布するものです。●お問い合わせは販売取扱会社までお願い致します。

お問い合わせは

設定・運用は パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー



お申込みメモ(詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください)

購入単位	200口以上100口単位	
購入(申込)価額	各申込後、最初のファンド営業日に計算される受益証券一口当り純資産価格 (*「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の取引日をいいます。)	
換金(買戻し)単位	100口単位	
換金(買戻し)価額	ファンドが販売会社から買戻請求を受領した後に計算される一口当り純資産価格によって計算された買戻価格	
換金(買戻し)代金	約定日から起算して日本における販売会社の4営業日目に、販売会社もしくは販売取扱会社を通じて円貨で、または販売会社もしくは販売取扱会社が応じる場合は米ドル貨で支払われます。	
換金制限	大口解約等の制限はありません。 *ファンドの営業日でかつ販売会社の営業日に、受益証券を買戻すことができます。	
購入・換金(買戻し)申込受付の中止及び取消し	<p>新規購入等の受付停止 ファンドは、ファンドおよびその受益者にとって最善の利益となるとして決定する場合には、定期的に受益証券の新規購入の受付を停止し、または受益証券の購入注文を拒否することができます。</p> <p>買戻しの停止 ニューヨーク証券取引所が通常の週末または祝日以外に閉鎖された場合、または、ニューヨーク証券取引所における取引が制限された期間、何らかの緊急事態によりファンドが組入証券を処理することが不可能もしくは公平にファンドの純資産を決定することができない期間、または投資者保護のためアメリカ合衆国証券取引委員会(「SEC」)が認めた期間中でSECの規則により認められる場合以外には、ファンドは、受益者の買戻権の行使を停止または支払を7日以上延期することができません。</p>	
信託期間	ファンドの存続期間は無期限です。(ただし、一定の条件の下でファンドを解散させることができます。)	
決算日	毎年10月31日	
収益分配	ファンドは通常、純投資収益を毎月1回、また純実現売買益を毎年1回分配します。 *将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。	
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。	
時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	支払いを受けるファンドの分配金全額に対して20.315%(所得税15.315%および住民税5%)
換金(買戻し)時	所得税および住民税	その時価額(換金(買戻し)額の全部が譲渡所得等の収入金額とみなされます。)から取得費用を控除した利益に対して20.315%(所得税15.315%および住民税5%)
償還時	所得税および住民税	その時価額(償還金の全部が譲渡所得等の収入金額とみなされます。)から取得費用を控除した利益に対して20.315%(所得税15.315%および住民税5%)
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(「口座約款」)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。	

【このレポートをご覧の方は以下の点にご注意ください】

●本資料は、ファンドの保有者に情報を提供することのみを目的とした補足的な資料であり、ここに記載された商品の売却ならびに購入の申込みを勧誘するものではありません。●本資料は、パトナム・インベストメンツが情報提供のため信頼できると判断した資料に基づいておりませんが、その資料の正確性、完全性および将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。●本資料に関連するファンドは、債券等値動きのある外貨建て外国証券に投資しますので、為替リスクもあり、元金ならびに将来の成果が保証されているものではありません。●本資料における、数値、グラフ等は作成基準日時点のデータであり、将来を保証するものではありません。また、ここに表明されている見解は、作成時点のものであり変更されることがあります。●本資料は、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ご検討の際は「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧になり、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●本資料は販売取扱会社がファンドの受益者に配布するものです。●お問い合わせは販売取扱会社までお願い致します。

お問い合わせは

設定・運用は **パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー**



ファンドの費用(詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください)

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	募集価格から同価格の3%を控除した額(「販売価格」といいます。)の3.24% ^(注) (税抜3%)です。(募集価格とは、純資産価格を(1-0.0325)で除し、小数点以下第3位にて四捨五入した額をいいます。なお、販売価格が純資産価格を上回る額は、ファンドの元引受会社に留保されます。)[募集価格(純資産価格÷(1-0.0325)(小数点以下第3位にて四捨五入))- (募集価格×0.03)]×0.0324 購入時手数料とは、ご購入時の商品説明および事務手続き等の対価としてお支払いいただくものです。(注)手数料率は、手数料率(税抜)にかかる消費税および地方消費税に相当する料率(8%)を加算した料率を表記しています。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。消費税率が10%となった場合には、3.30%となります。
換金(買戻し)手数料	かかりません。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(管理報酬等)

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率																											
管理運用報酬	管理運用会社	ファンドの管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務	<p>管理契約に基づき、ファンドは管理運用会社に月次報酬を支払います。報酬は、月次のファンドの平均純資産に対して適用される料率で計算されます。料率は、管理運用会社が管理するすべてのオープン・エンド型ファンドの純資産総額(ファンド資産の「二重計算」を回避するために必要な範囲において、他のパトナム・ファンドに対して投資されるファンド資産および他のパトナム・ファンドにより投資されるファンド資産を除き、当該月の各営業日の終了時に決定されます。)の月額平均(「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」)に基づきます。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">オープン・エンド型ファンド平均純資産総額</th> <th>年率</th> </tr> <tr> <td>50億ドル超</td> <td>50億ドル以下の部分</td> <td>0.550%</td> </tr> <tr> <td>100億ドル超</td> <td>100億ドル以下の部分</td> <td>0.500%</td> </tr> <tr> <td>200億ドル超</td> <td>200億ドル以下の部分</td> <td>0.450%</td> </tr> <tr> <td>300億ドル超</td> <td>300億ドル以下の部分</td> <td>0.400%</td> </tr> <tr> <td>800億ドル超</td> <td>800億ドル以下の部分</td> <td>0.350%</td> </tr> <tr> <td>1,300億ドル超</td> <td>1,300億ドル以下の部分</td> <td>0.330%</td> </tr> <tr> <td>2,300億ドル超</td> <td>2,300億ドル以下の部分</td> <td>0.320%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,300億ドル超の部分</td> <td>0.315%</td> </tr> </table>	オープン・エンド型ファンド平均純資産総額		年率	50億ドル超	50億ドル以下の部分	0.550%	100億ドル超	100億ドル以下の部分	0.500%	200億ドル超	200億ドル以下の部分	0.450%	300億ドル超	300億ドル以下の部分	0.400%	800億ドル超	800億ドル以下の部分	0.350%	1,300億ドル超	1,300億ドル以下の部分	0.330%	2,300億ドル超	2,300億ドル以下の部分	0.320%		2,300億ドル超の部分	0.315%
オープン・エンド型ファンド平均純資産総額		年率																												
50億ドル超	50億ドル以下の部分	0.550%																												
100億ドル超	100億ドル以下の部分	0.500%																												
200億ドル超	200億ドル以下の部分	0.450%																												
300億ドル超	300億ドル以下の部分	0.400%																												
800億ドル超	800億ドル以下の部分	0.350%																												
1,300億ドル超	1,300億ドル以下の部分	0.330%																												
2,300億ドル超	2,300億ドル以下の部分	0.320%																												
	2,300億ドル超の部分	0.315%																												
副管理運用報酬	(副管理運用会社)	(ファンド資産の一部に関する投資顧問業務)	(管理運用会社(ファンドではありません。))は、副管理運用会社が運用しているファンド資産の平均純資産総額の0.25%の料率で副管理運用会社に支払います。																											
販売計画報酬	元引受会社	元引受業務	クラスM受益証券販売計画に基づく支払に関し、平均純資産総額の最高年率0.50%を支払います。(ファンドが元引受会社に支払う0.50%の料率から、販売会社に対する報酬が支払われます。)																											
投資者サービス代行報酬	投資者サービス代行会社	投資者サービス代行業務	ファンドの平均資産額の年率0.250%を超えないものとします。																											
その他の手数料等	ファンドは受託者報酬、監査、法律、保管および受益者報告費用ならびに販売計画に従った支払(順に関連するクラスのファンド証券に割り当てられます。)を含む管理運用会社が負担しないすべての費用を支払います。これらのその他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。																													

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【このレポートをご覧の方は以下の点にご注意ください】

●本資料は、ファンドの保有者に情報を提供することのみを目的とした補足的な資料であり、ここに記載された商品の売却ならびに購入の申込みを勧誘するものではありません。●本資料は、パトナム・インベストメントが情報提供のため信頼できると判断した資料に基づいておりましたが、その資料の正確性、完全性および将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●本資料に関するファンドは、債券等値動きのある外貨建て外国証券に投資しますので、為替リスクもあり、元金ならびに将来の成果が保証されているものではありません。●本資料における、数値、グラフ等は作成基準日時点のデータであり、将来を保証するものではありません。また、ここに表明されている見解は、作成時点のものであり変更されることがあります。●本資料は、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ご検討の際は「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧になり、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●本資料は販売取扱会社がファンドの受益者に配布するものです。●お問い合わせは販売取扱会社までお願い致します。

お問い合わせは

設定・運用は **パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー**

